



制度改正により  
本体の補償が大幅にアップ!

# 園芸施設 共済



ホームページを開設しています!

【URL】 <http://www.nosai-hida.jp/>

NOSAIひだ

検索



安心のネットワーク

## NOSAIひだ

飛騨農業共済事務組合

# NOSAIが安心をお届けします!!

園芸施設共済は、自然災害などによる損害を補償し、農家の経営安定を図ることを目的とした公的補償制度です。

## 1. 加入できるもの・条件

### 園芸施設

- 雨よけハウス
- パイプハウス
- 鉄骨ハウス
- ガラス室  
など

### 付帯施設

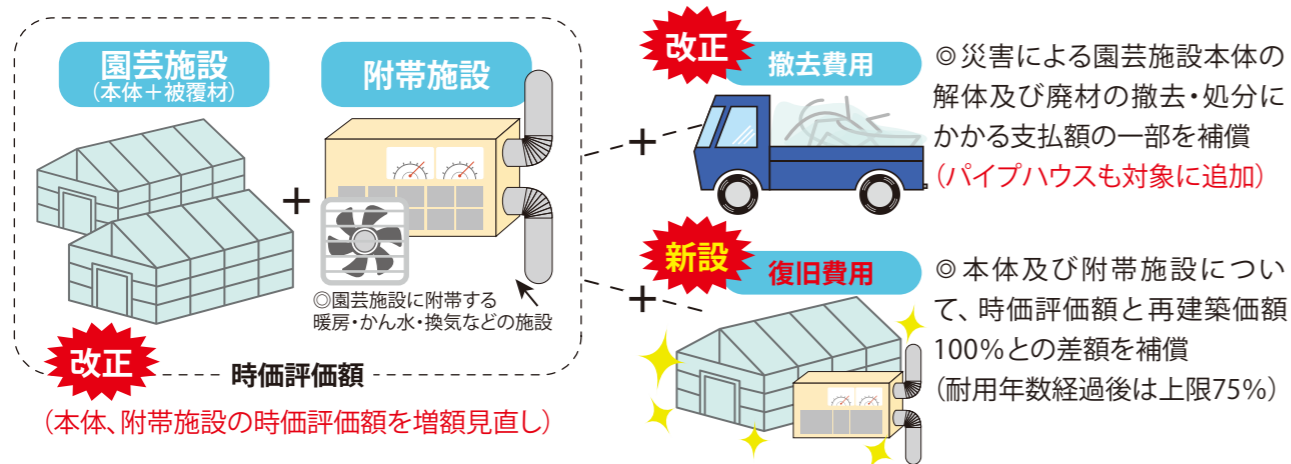
- 暖房施設
- かん水施設
- 換気施設
- 遮光施設  
など

- 合計設置面積が2アール以上あること。
- 農作物の栽培を目的とした園芸施設であること。
- ビニール等で被覆されている施設であること。  
(パイプ等の骨材のみの加入はできません)

**注** ※所有・管理するすべての施設を加入していただきます。(一部の施設のみの加入はできません。)  
※車庫や倉庫として利用する施設は加入できません。  
※施設内農作物は加入できません。

## 2. 加入の組み合わせ

園芸施設(本体・被覆材)を基本に、  
付帯施設や撤去費用、復旧費用も補償対象として追加できます。



## 3. 対象となる被害(共済事故)

■ 風水害、ひょう害、雪害  
その他気象上の原因による災害  
(地震及び噴火を含む)



■ 火災、破裂、爆発



■ 車両及びその積載物の追突及び接触など  
(状況により、支払対象とならない場合があります)



■ 鳥獣害



## 4. 補償期間(共済責任期間)

掛金が払い込まれた日の翌日から1年間です

ただし、被覆期間が通年でない場合は、被覆期間に合わせて『4ヵ月以上1ヵ月単位』で加入できます。

- 準備・片付けを含め、被覆している全期間について加入いただきます。
- 補償期間内であっても、被覆していないときは責任対象外となります。

## 5. 補償額(共済金額)

共済金額 = 補償される最高限度額のことです

時価評価額(共済価額)の8割から5割までの範囲で加入割合(付保割合)を選択できます。

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{時価評価額(共済価額)} \times \text{加入割合(付保割合)}$$

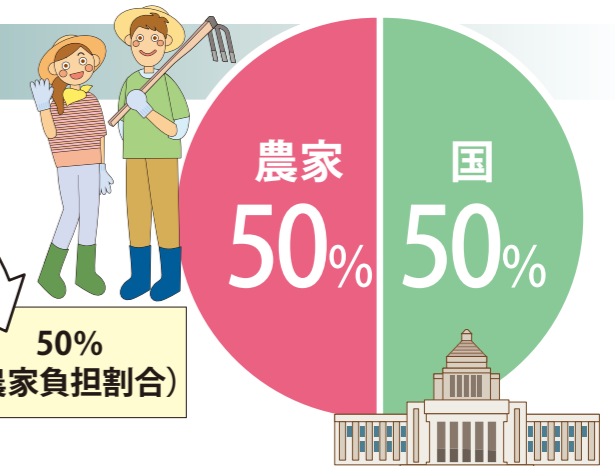
※撤去費用、復旧費用の詳細については、NOSAIまでお問い合わせください。

## 6. 共済掛金(農家負担は半分)

共済掛金の半分は、国が負担します。  
(復旧費用分は除く)

$$\text{農家負担掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \text{責任期間} \div 12 \text{月} \times 50\% \text{(農家負担割合)}$$

(掛金の他に賦課金をいただきます)



### 【共済金額及び掛金等の目安】

雨よけパイプハウス1棟当り (間口)5.4m、(奥行)40m、(被覆材)新品、(加入割合)80%の場合

設置 経過年数	時価 現有率	共済価額 (時価評価額)	共済金額 (最高補償額)	農家負担額(掛金+賦課金)			
				加入期間 7ヵ月	加入期間 9ヵ月	9ヵ月 撤去費用有り	9ヵ月 撤去・復旧有り
1年目	100%	427千円	341千円	3,287円	4,043円	4,210円	
3年目	90%	388千円	310千円	2,988円	3,676円	3,843円	4,048円
5年目	80%	350千円	280千円	2,699円	3,320円	3,487円	3,963円
7年目	70%	311千円	248千円	2,390円	2,941円	3,108円	3,856円
9年目	60%	272千円	217千円	2,091円	2,573円	2,740円	3,768円
11年目以上	50%	233千円	186千円	1,793円	2,205円	2,372円	3,000円

※施設の設置経過年数に応じて共済価額は減額されます

※共済価額×加入割合%

平成27年4月1日～平成30年3月31日適用

## 7. 無事戻し金

継続加入者には、4年目から余剰金の範囲内で、過去3年間に納入いただいた掛金の4分の1を限度として無事戻し金が支払われます。ただし、3年間で共済金・無事戻し金の合計が掛金の4分の1より少ない場合が対象となります。



## 8. 共済金の支払い

**1 事故 1 棟ごとに、その被害額が 3 万円または共済価額の 1 割を超える場合に支払われます**

支払共済金額	=	損害額	×	加入割合 (付保割合)	加入割合は、最高の 80% での加入をおすすめします。
--------	---	-----	---	----------------	-----------------------------

**損害額とは… 被害額 - (残存物価額 + 他の補償金等)**

パイプの被害額 = パイプの時価評価額 × (被害パイプ本数 ÷ パイプ総本数)

ビニールの被害額 = ビニールの時価評価額 × (1 - 自然消耗割合)  
× (被害ビニール面積 ÷ ビニール総面積)

分損事故の都度、施設が復元されている場合に限り、補償期間中に何回事故が発生しても共済金が支払われます。なお、施設本体が一事故で全損となった場合、その棟の契約は終了します。

- **撤去費用共済金**は、撤去に要した費用が 100 万円を超える場合、または施設本体(被覆材を除く)の損害割合が 50% (ガラス室は 35%) を超える場合に支払いの対象となります。ただし、撤去内容の明細が分かる領収書の提出が必要です。
- **復旧費用共済金**は、復旧計画書の提出を受け、被災施設の復旧完了を確認してからのお支払いとなります。ただし、復旧内容の明細が分かる領収書の提出が必要です。

## 9. その他重要事項

**次の場合には、共済金の支払い対象となりません**



- 通常すべき損害防止等の施設管理を怠った状況で発生した被害
- 被害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- 本人の故意もしくは過失による被害
- 変乱によって生じた被害
- 盗難やいたずらによる被害
- 被覆物の自然消耗
- 附帯施設の故障(気象上の原因以外のもの)

**こんなときは、すぐに NOSAI までご連絡ください!!**

《異動通知》

- 施設を新たに建築するとき
- 既存の施設を移転・譲渡・増改築・解体などするとき

《損害通知》

- 加入している園芸施設等に被害が発生したとき



**※連絡がなかったり通知が遅れると、共済金の支払いができない場合があります。**

詳しいお問い合わせ、お申し込みは

**NOSAI ひだ** 飛騨農業共済事務組合

〒506-0052 高山市下岡本町2115番地  
TEL:0577-35-0310 FAX:0577-35-0388  
E-mail:nosai@bronze.ocn.ne.jp